

## インターネットと社会問題：問題意識とWEBサイト分析概要

鈴木 玲

このワーキング・ペーパーは、「社会・労働問題WEBサイト内容分析によるサイバー上『市民社会』成立の検証」プロジェクト（2000年度法政大学特別研究助成金による）の研究成果報告書である。

インターネット上<sup>1</sup>において、さまざまな「社会問題」に関するWEBサイトが、個人、運動団体、研究機関、政府機関、企業などによって運営されている。これらのサイトは、社会問題に関する情報提供や見解を発信している。1990年代後半から急速に普及したインターネットによって全世界への情報発信が低コストで行われるようになり、数多くのグループや個人が社会問題に対する「クレーム申し立て」をこれまでの紙媒体に加えてWEBサイトを通じて行うようになった。社会問題に関するインターネット上の発信量の大幅な指標として「Google」の検索結果をみると、「社会問題」ということばを含むWEBページは約17万5000ページと膨大な量におよぶ（2002年12月時点）。

インターネットの普及によるグループあるいは個人の発言機会増大は、市民の社会問題に対する受け止め方にどの程度、どのような形で影響をおよぼしたのだろうか。言いかえれば、インターネットによる情報発信は、市民社会の拡充に貢献しているのだろうか。この問題提起に対する2つの荒削りな仮説を考えてみたい。第1に、インターネットは社会問題に関する情報量の増大につながったが、インターネット自体は社会問題の扱われ方に独立した影響をおよぼさないという仮説である。すなわち、インターネット公開されている社会問題の情報や見解は紙媒体と同様の機能をもつものであり、単に膨大な量の「電子化されたパンフレット」あるいは「電子化された論考」がインターネットを利用する市民の前に積み上がったものである。すなわち、インターネットの市民社会の拡充への独自の貢献は大きくないという見解である。

第2の仮説は、インターネットは社会問題に関する情報量の増大だけでなく、インターネット自体が社会問題の扱われ方に独立した影響力を持つというものである。すなわち、インターネットによる情報発信で情報や意見の交換が活発化し、社会問題の解決に取り組む社会運動団体や個人のネットワーク形成されたり、特定の社会問題をめぐる異なる立場の間で議論（ディベート）が起きたり、さらに社会現象を社会問題に変革する「クレーム申し立て」プロセスが促進されたりして、市民社会の拡充に貢献するという見解である。

2つの仮説は、インターネットは社会現象の「結果」あるいは「従属変数」であるという立場、インターネットは社会現象の「原因」あるいは「独立変数」であるという立場を

---

<sup>1</sup> 「インターネット」の定義は、WEBサイトのほかに電子メールでの情報交換（掲示板、メーリングリスト、ニュースメールなど）含む場合もある。本稿では、インターネットはWEBサイトコンテンツを指すものとする。電子メールでの情報交換が分析対象として難しい理由については、本ワーキング・ペーパーの野村一夫論文を参照されたい。

それぞれとる。これらの2つの仮説はインターネットと社会問題の両極端の可能性を示し、現実の関係は2つの仮説の間に位置し、また社会問題の領域によって関係は違ってくると思われる。これらの仮説を検証する「実証研究」としては、インターネット上の具体的な社会問題領域のWEBサイトの内容分析が要求される。そのような実証研究の試みと挫折については、本ワーキング・ペーパーの野村一夫論文を参照されたい。

社会問題関連のWEBサイトの内容分析を包括的に行うのは不可能である(上記のように、社会問題に関する膨大なWEBページが存在する)。そこで、研究協力者に各自が関心を持つ社会問題に関するWEBサイト(あるいはサイトの一部分)について解説つきリンク集を作成してもらい、各サイトの分類分けと内容分析をしてもらった。分析に基づいて、インターネット上で発信される情報やその形態の概要をまとめてもらった。研究協力者が取り上げたのは、(1)従軍慰安婦問題、(2)公共事業問題、(3)保健医療制度問題、(4)薬害問題、(5)アダルトチルドレン(AC)、(6)職場のメンタルヘルス、(7)ドメスティック・バイオレンスである。WEBサイト分析のポイントについては、筆者と共同研究者の早川征一郎、研究協力者の野村一夫と話し合い、以下のようなポイントを提示した。また、共同研究者の早川征一郎は、各研究協力者が作成したリンク集および概況の内容についてチェックおよびコメントを行った。

- (a)インターネットから把握できる社会問題の全体像
- (b)WEBサイトの作成主体
- (c)WEBサイトが提供する主要情報・論点
- (d)同じ領域のWEBサイト間のつながり(リンクを通じた連携、共同行動等)
- (e)WEBサイト間(あるいはサイト内)の意見の違いによる議論(ディベート)の存在

これらの問題領域の社会問題サイトを概観すると、膨大な量の電子化されたパンフレット・論考の集積という第1の仮説に近い印象を受ける。一部の問題領域では、1つのサイトが別のサイトの立場を批判するなどサイト間の論争や(e.g., 従軍慰安婦問題)、サイト間のリンクを通じた連携(e.g., 公共事業問題)、新たな問題提起(e.g., 薬害問題)がみられる。また、社会問題の提起だけでなく、問題解決のための営利活動を行っている組織のサイトもみられる(e.g., 職場のメンタルヘルス、ドメスティック・バイオレンス)。少なくとも本稿でカバーした社会問題のWEBサイトの現状は、インターネットは既存の社会問題のあり方を変えたり、「クレーム申し立て」によって新たな社会問題を「構築」すまでには至っておらず、第1の仮説に近いと思われる。

第1の仮説に近いということは、WEBサイトの分析が社会問題研究に意味を持たないということを意味しない。インターネットのWEBサイトの分布は、市民社会の現状を反映しているといえる。言いかえれば、WEBサイトの作成主体の分布を分析することで、その問題領域に関わる中間集団(secondary associations)や個人がどの程度の数で、どの程

度の意見の差異・対立軸を持って存在し、また中間集団・個人と政府や企業などの権力を持つ制度や集団とどのような関係（対立、協調、あるいは補完関係）にあるのか鳥瞰図を把握することができるのである。

また、既存の社会問題についてリサーチをする市民、運動家、研究者の立場からは、インターネットを利用することで、これまでと比較にならないほど多くの情報を国内および海外から得ることができる。さらにインターネットは、ある地域や国で個別に運動あるいは活動している運動家や研究者がお互いのネットワークを構築する機会を与える。具体的な事例としては、熊澤夏子他「インターネットが変えうる市民運動」(林紘一郎他編『IT 2001 なにが問題か』2000年、岩波書店)を参照されたい。

今後市民社会における諸集団あるいは問題意識を持った個人が、紙媒体以上にWEBサイトの「資源動員」を深め、情報発信あるいは情報交換を利用するようになった場合、インターネットが社会問題のあり方を変えたり、新たな社会問題を構築し、市民社会の拡充に貢献する可能性も予想できる。その際、社会集団に属する個々人が、インターネット使用を通じて経験を積み、情報発信・公開の方法やマナー、情報交換やネットワーキングのプロトコルなどの「インフォアーツ」(野村一夫『インフォアーツ論』洋泉社、2003年)を習得することが要求されると思われる。

以下では、このプロジェクトでリサーチした社会問題の各領域のWEBサイト概要(各研究協力者および筆者がまとめたもの)を示す。なお、各領域の解説つきリンク集は本ワーキング・ペーパーの資料編を参照されたい。

#### (1) 従軍慰安婦問題(松尾純子)

従軍慰安婦問題についてWEB上で様々な見解が表明され、また資料が発表されている。Googleで「従軍慰安婦問題」をキーワードで検索すると、約5300件の検索結果が出る。リンク集は、代表的と思われるサイトを紹介したもので、包括的なものではない。

政府の見解(外務省サイト)を見ると、従軍慰安婦の募集について、「軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たるが多かったが、その場合も戦争の拡大とともにその人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが或いは甘言を弄し、或いは畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが数多く、更に、官憲等が直接これに加担する等のケースもみられた。」としている。国家の関与は明示されていない。また、一部政府の補助金で設立された「アジア平和基金」は、「『従軍慰安婦』をつくりだしたのは過去の日本の国家です。しかし、日本という国は決して政府だけのものではなく、国民の一人一人が過去を引き継ぎ、現在を生き、未来を創り出していくものでしょう。戦後50年という時期に全国民的な償いをはたすことは、現在を生きる私たち自身の、犠牲者の方々への、国際社会への、そして将来の世代への責任であると信

じます。」と国家の責任と国民1人1人の責任の区別を曖昧にしたまま、国民からの募金を募り元従軍慰安婦への補償をよびかけている。また、このような形の補償は、例えば『マラヤ・ロラズとともに』日本軍の性暴力を問う会のサイトにみられるように、被害者の間から反発を生んでいる。

この問題についてWEB上ではNPO、研究会、個人サイトが数多くあり、日本の国家責任を問うサイトと、国家責任を否定するサイトに大きく立場が分かれている。従軍慰安婦問題で国家責任を追及するNPOや個人サイトは、被害者の証言、国に公式謝罪を求める裁判記録、慰安婦問題の解説・見解・評論、関連資料などを掲載している。見解や評論は、一部の保守系議員や自由主義史観の学者がとる従軍慰安婦は「強制」でなく「商行為」であるとする見解を強く批判している。また、この社会問題は国際的な広がりをもつため、日本語だけでなく英語およびコリア語によって発信するサイトも多くある。

一方、従軍慰安婦問題を否定するサイトは、従軍慰安婦の存在は認めるものの、売春は当時広く行われていたこと、従軍慰安婦は他の国の軍隊にも存在したこと、従軍慰安婦は日本人および朝鮮人のブローカーが行った「商売」であること、日本軍の関与がなかったこと、元慰安婦の証言の信憑性などをあげ論陣を張っている。これらの立場は、個人や民間団体だけでなく、日本歴史教科書問題「若手議員の会」中間報告にみられるように、一部の保守系議員によっても主張されている。

## (2) 公共事業問題 (小関隆志)

公共事業問題に関しては、多くの環境NGOや市民運動団体のサイトが公共事業による環境破壊の危険性、公共事業プロジェクトの必要性への疑義を訴え、それらに関する情報提供を行っている。リンク集は、その一部を紹介している。これらのサイトのなかには、特定の公共事業プロジェクトに反対するサイトと、日本湿地ネットワークや水源開発問題全国連絡会など、各地の運動のネットワーク的機能を果たすサイトがある。特定のプロジェクトを反対するサイトも、同じ問題に取り組む他の地域の運動に言及したり、他の団体のサイトにリンクを張っており、運動団体どうしWEBを通じて情報交換をしているようである。情報提供の内容は、活動報告、資料提供、意見書、ニュースレターのバックナンバー、リンク集などで、環境アセスメントや公共事業を進める地方公共団体に対する反論を提示しているサイトもある。また、多くの環境NGOのサイトは英文ページを持ち、国際発信を積極的に行っている。さらに、公共事業自体に反対するだけでなく、政府・自治体が示す公共事業案への代替案を提起するサイト(例えば、まちをこわす「クルマ中心社会」まちをつくるLRT)もある。

一方、公共事業の意義を強調する行政サイトや、経済活性化や治水のために公共事業を推進する立場をとるサイトもある。しかし、「推進派」サイトは独立したNGOや運動体として存在しないため、「反対派」に比べサイト数が少ない。

### (3) 医療保険制度問題(武内砂由美)

少子高齢化社会の到来は、保健医療制度の将来に深刻な課題を突きつけている。しばしば指摘されるように、高齢者医療費の増大や高度先進医療の導入による医療費の高騰は、先進諸国に共有の事象であり、医療機関の機能体系化や医療費抑制を主眼とした医療制度改革が実施されている。しかし、医療システムの再構築にあたっては、受療者の医療に対する知識の拡充や価値観の多様化に伴い、医療サービスに対する情報開示の要望や医療機関の選択に向けた意識が高まっていることなどから、医療の質の向上に向けた取り組みもまた不可欠となっている。

日本においても、2002年に厚生労働省から「医療制度改革試案—少子高齢化に対応した医療制度の構築」が示された。それに対して、同年10月に、「医療制度改革の論点」と題した財務省案が提出され、11月には、政府・与党案である「医療制度改革の大綱」がまとめられた。

インターネット上には、保健医療制度関連情報が膨大に存在しており、そうした動きをかなり詳細にわたって把握することができる。リンク集は、ごく限定的ながら、保健医療制度を主題としているサイトの一部をまとめたもので、医療政策全般について論じたものから、診療報酬や介護保険制度を含めた医療提供体制の在り方に焦点をあてたもの、海外の医療制度改革を扱っているもの、高齢者医療、地域医療などの特定の領域あるいはテーマにそって情報を発信しているものなど、内容的にもきわめて多彩である。

### (4) 薬害問題(武内砂由美)

日本では、1970年代に、サリドマイド、スモン、クロロキンなどの薬害が社会問題化した。しかし、薬害問題の根の深さは、それが過去の問題ではなく、薬害エイズ、クロイツフェルト・ヤコブ病、MMR(新三種混合ワクチン)、C型肝炎などによる薬害が繰り返され続けていることにある。また、薬害問題には、医療と切り離しては論じがたい側面があることから、薬害が医療問題の一環としてとりあげられるケースも多く、陣痛促進剤やビタミン欠乏症による医療事故なども含めて、薬害および医療被害の範疇は拡大される傾向にあるようにみえる。

リンク集は、個別の事例にそって、代表的事例と考えられるサイトのいくつかを列挙したに過ぎないが、薬事行政を主管する厚生労働省およびその関連団体、研究者、各種の薬害被害者・被害者団体などによって作成されたサイトをはじめ、インターネットで入手可能な情報の量は夥しいものがある。薬害問題の構造を反映しているかのように、厚生労働省や関連団体のサイトでは、医薬品副作用などの情報提供に重点が置かれているのに対し、その他の制作主体によるサイトには、情報提供にとどまらず、新たな問題を提起したり、

過去に薬害を多発させた社会的要因の分析を行っているものが多くみられる。

例えば、「Live and let live」サイトは、薬害とは、「有害に関する情報が軽視・無視（遮断・隠蔽・歪曲）されて医薬品が使用された結果、社会的に引き起こされる健康被害。従って、そうした事がなければ、本来避けられる被害（人災＝社会的に作られた災害）」であり、薬害多発の推進・促進・助長要因としては、「製薬企業の安全性を軽視・無視した利潤追求・大量生産・大量消費政策、国の（大）企業追随・安全性軽視の医療・薬事行政、医療従事者、とりわけ医師の間に見られる薬物療法への安易な姿勢傾向、医学・薬学界の製薬企業追随傾向」があることを指摘している。上記サイトでは、薬害多発を防止できなかった要因として、「医学・薬学分野における科学性確立の立ち後れ、医療従事者、とりわけ医師の薬害問題取り組みの立ち後れ、国民の保健教育の立ち後れ、国民の保健衛生、人権意識の立ち後れ」が挙げられている。

また、全国薬害被害者団体連絡協議会のように、各地で薬害問題に取り組む団体（その多くはWEBサイトをもつ）の連携・情報交換を促進するためのサイトもある。

#### （５）アダルトチルドレン（AC）（武内砂由美）

アダルトチルドレン（AC）とは、1960年代末頃からアメリカで注目されるようになった比較的新しい概念である。アダルトチルドレンの語源は、アルコール依存症の親のもとで虐待を受けて育った者（Adult Children of Alcoholics :ACOA）で、いわゆる「いい子」、「優しい子」、「しっかりした子」として、酒害の問題を抱えた家庭環境に適応してきた子供たちに、思春期以降、生きにくさを感じたり、人間関係に障害を抱えるという特徴が多くみられるという臨床現場の指摘をもとに名付けられた。しかし、近年では、薬物・ギャンブル依存症、肉体的・精神的暴力、性的虐待、家庭内不和などの問題を孕んだ機能不全家族のなかで幼少期を過ごした者（Adult Children of Dysfunctional family :ACOD）についても、ACOAと同様の傾向が認められるとして、アダルトチルドレンの概念にACODが包摂されるようになってきている。

クリントン米国元大統領が自らアダルトチルドレンであると告白したことも、アダルトチルドレンという言葉が広く知られるようになったきっかけの一つである。しかし、アダルトチルドレンは、伝統的な精神医学上の診断名ではなく、いわば「自分はアダルトチャイルドである」との自己認識を通じて、さまざまな問題解決の糸口を探るとともに、トラウマ（心的外傷）からの回復を図る手段であって、そこにアダルトチルドレン概念の是非をめぐる論争の余地も残されている。

リンク集は、代表的事例と思われるサイトのごく一部に過ぎないが、アダルトチルドレンをめぐる、インターネット上では、心理学・カウンセリング関係の研究機関、医療機関、自助グループ、個人などにより、多様な情報が発信されている。散見した限りでは、医療機関や研究機関のサイトでは、アダルトチルドレンに関する情報の提供を中心にしな

がら、実践的な色合いが濃くみられる。また、自助グループのなかには、AA (Alcoholics Anonymous)によって開始された12ステップミーティングを適用した回復プログラムを採用しているところとそうでないところがあるが、個人サイトでは体験談が主たるテーマの一つとされているようで、興味深いものがある。

#### (6) 職場のメンタルヘルス (鈴木 玲)

長期化する経済不況のもと労働市場が流動化し始め、労働者の雇用不安が強まっている。また、労働者の価値観や雇用形態の多様化、あるいは労働者のストレス増大を反映して、職場での人間関係のトラブルも増加している。そのため、働く人のメンタルヘルスが社会問題化している。労使関係は集団的な関係から個別的な関係にシフトしつつあるが、働く人のメンタルヘルス問題は労働上のトラブルを個人の内面に抱え込むという意味で、「労使関係の個別化」の究極の形態といえよう。

職場のメンタルヘルスに関して、多くの情報提供サイトがある。提供主体は、医師、医療機関、労働組合および組合関連団体、政府や自治体、研究所、研究者、個人などである。情報提供サイトは数多くあり、網羅的にカバーするのは不可能であるので、いくつかの代表的事例と思われるものをひろった。

これらのサイトのうち、医師や医療機関が提供する情報は、経営者や労働組合の利害関係から相対的に自由な立場で、メンタルヘルスで悩む労働者に医療情報やアドバイスを提供している。一方、経営側に近い立場をとるサイトや労働組合サイトは、それぞれの利害関係に基づいた意見を表明している。例えば、中部産政研サイトに掲載された論文は、「心を大切にすることとは、従業員に甘えを作ることで、弱者を救済することで、企業の福祉団体化を図ることでもない。メンタルヘルスケアは生産性向上策であり、企業体質の強化策である。メンタルヘルス、心の健康についての正しい意義や考え方を、あらゆる機会をとらえて全従業員へ訴え、『心の健康』に対する関心・興味を喚起させ、職場の隅々にまでメンタルヘルスを染み渡らせ、メンタルヘルスが重視される働き易い職場風土を築きあげることが、今後もさらに厳しさを増す競争社会を勝ち抜くキーポイントになるのではないだろうか」と論じており、経営者側のメンタルヘルス問題の一つの捉え方を示しており、興味深い。一方、労働組合サイトは、組合がカウンセリング・サービスを始めた事例や相談内容を紹介しているが、労働運動としてのメンタルヘルス問題への明確な立場および対応を示しているとはいえない。

旧労働省は、「労働者のメンタルヘルスに関する検討会」を2000年6月発表し、働く人のメンタルヘルスの個人および事業場での対策の必要性を強調した。これに対して、「働くもののいのちと健康を守る全国センター」(労働組合関連団体)が政府の労働政策に対してコメント・批判をネット上でやっている。

職場のメンタルヘルス問題で、従業員援助プログラム(EAP (Employee Assistant

Program)サービスを企業に提供する事業者の WEB サイトが多くある。EAP は 80 年代にアメリカで発達したメンタルヘルス問題への対応プログラムで、管理職を含めた従業員に対して、相談者のプライバシー保護を前提としたカウンセリング・サービスを提供し、それにより従業員の心の健康の向上と、企業パフォーマンス向上に貢献することを目的とする。

これらの事業者がほぼ共通して主張するのは、従業員の多くは強い精神的ストレスを感じているが企業はその問題に十分に対応していないこと、アメリカのほとんどの大企業では EAP を導入していること、EAP 導入は従業員のパフォーマンスや会社業績の向上に結びつくこと、を指摘している。いくつかの事業者サイトは EAP は「リスクマネジメント」のために必要であることを指摘する。すなわち、労災認定基準緩和により、従業員の過労死・過労自殺等で企業責任が問われることを、EAP が未然に防ぐというのである。また、EAP 導入によって従業員の「メンタルタフネス」を育成できるとしているサイトもある。

しかし、EAP は経営側から従業員のメンタルヘルス問題に取り組むため、リストラによる業務や責任の増大によるストレス増加などを指摘するものの、人員削減、配置転換、出向・転籍等の企業戦略自体には介入していない。すなわち、リストラ戦略を「与件」として、そのうえで従業員が感じるストレスやメンタルヘルス問題に対処するのである。

#### (7) ドメスティック・バイオレンス(手島繁一)

ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence(以下 DV と略す)とは一般的には、「夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力」と定義される。しかし、この定義に対しては、いくつかの説明が必要であろう。

第一は、なぜなじみの薄いカタカナを使用するのか、という問題に関わっている。

確かに、DV は直訳すると「家庭内・家族内の暴力」となるが、この直訳的定義は、家庭・家族成員間の暴力を意味することになり、問題領域は拡散する。成員間の関係という視点から考えるならば、垂直的關係にある成員間の暴力と水平的關係にある成員間の暴力を区別することができるかもしれない。

「家庭内・家族内の暴力」といえば、これまで日本の社会学はもっぱら垂直的關係にある成員間の暴力を問題視してきた。垂直的關係にある成員間の暴力とは、日本社会の場合、「嫁いびり」が最も伝統的なパターンであるが、「イエ」制度の解体と少子高齢化の進展にともなって「高齢者虐待」などの「現代的」現象も顕在化するようになっている。他方、幼児・児童虐待は伝統的でもありまた現代的でもある「家庭内・家族内の暴力」である。

いずれにしろこれらの問題群は、家庭・家族における権力や資源のあり方と深く関わっており、家庭・家族内強者から家庭・家族内弱者への暴力ないしは虐待である。そういう意味では「家庭・家族における弱い者いじめ」という側面を持っている。

しかし 1980 年代頃より、子から親への暴力が社会問題として注目されるようになり、日



本では、それを「家庭内暴力」と表現してきた。ドメスティック・バイオレンスというあえてなじみの薄いカタカナ表記を使用するのは、上記のような問題領域との区別を明確にする意図があってである。

第二に、問題が家庭内・家族内にとどまらないことである。恋人や愛人は制度的には家族成員ではない。DVは、家庭・家族の水平的関係成員間を含みつつ、より広く「親密な関係にある」あるいは「パートナー関係にある」人間間における暴力ないしは虐待問題に焦点を当てた表現である。

第三に、DVはそれらの人間間における「暴力ないしは虐待」という現象形態だけを問題にするものではない。ここで詳説は出来ないが、DV問題で活動しているアメリカの団体の間では、次の定義が共通に採用されつつある。「表面上『親密』な人間関係において、一方のパートナーが継続して他方をコントロールするパターン。またそのパターンを作り出し、維持するための仕組み。」リンク集でも、この定義にしたがって、サイト採録をおこなった。

リンク集は、DVという社会問題に関する実用的なリンク集をつくることを目的とし、DV当事者（広くは支援者も含めて）の利用便宜を優先的に考えて編集した。DVにしても、それ以外の社会問題にしても、ネット上では情報は無数にあり、それ自身は歓迎すべき事態ではあるのだが、問題当事者にとってはかえって問題解決の手段としては使いにくい事態になっているのではないかという、懸念が一方では存在する。

こうした趣旨から、本リンク集では、DVに特化したWEBサイトの採録を第一とし、DVに触れたWEBページは、基本的に採録の対象外とした。DVに触れたWEBページの収集には、検索エンジンでのキーワード検索の方がむしろ便利である。研究者にはこうした方法をお勧めしたい。

さて、DV問題の当事者にとって有用なWEBサイトも、大別すれば以下の三つに区分することができる。

(1) DVに関する総合的な情報を提供するサイト

(2) DVの被害者・加害者に対する相談・コンサルティングを主目的とするサイト

被害者相談サイトは、国や自治体などの行政機関、探偵会社などの営利企業、法律事務所、NPO、個人など多様にあるが、加害者相談サイトはNPO、個人が主体で相対的に少ない。

(3) DVに関わる個人的な体験を交流することを目的とした掲示板サイト。上記の(1)、(2)のサイトに付置されているものもあるが、個人的に制作・運営されているサイトが多い。いわば、「癒し系」サイトとして機能している。

本リンク集では、以上のうち、(1)と(2)をターゲットにしている。(3)については、あまりの数の多さから割愛せざるを得なかった。だが、本リンク集採録サイトから容易にたどる

ことができる。また、検索サイトでも容易に見つけることが可能であるので、ご利用していただきたい。ちなみに代表的検索サイトである「google」では、「ドメスティック・バイオレンス」というキーワードで、200件を超えるサイトがヒットする(2003年1月末現在)。